

川口市

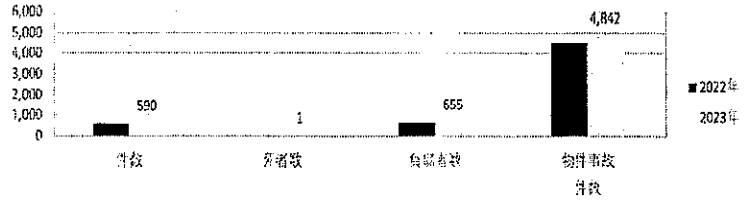
交通事故発生状況

人身事故(死傷者数)

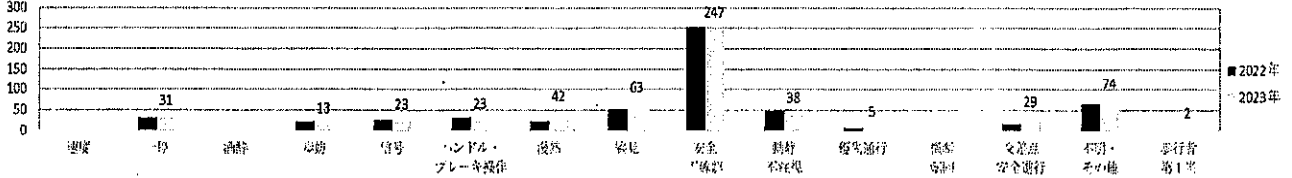
計上日： 2023年01月01日～2023年06月30日の間

1 交通事故発生状況

	人身事故			物件事故 件数
	件数	死者数	負傷者数	
2023年	590	1	655	4,842
2022年	576	4	630	4,535
増減数	14	-3	25	307
増減率	2.4%	-75.0%	4.0%	6.8%



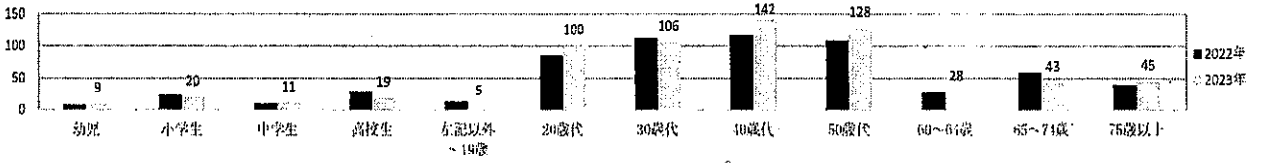
2 法令違反別発生状況(件数)



	車														歩行者 第1当	合計
	速度	一時停止	酒酔	歩坊	信号	ハンドル・ ブレーキ操作	前方不注視		安全 不確認	動静 不注視	優先通行	横断 転回	交差点 安全進行	不明・ その他		
							漫然	脇見								
2023年	31	13	23	23	42	63	247	38	5	38	29	74	2	590		
構成率	0.0%	5.3%	0.0%	2.2%	3.9%	3.9%	7.1%	10.7%	41.9%	6.4%	0.8%	0.0%	4.9%	0.3%	100.0%	
2022年	31	13	23	23	42	63	247	38	5	38	29	74	2	576		
構成率	0.0%	5.4%	0.0%	3.8%	4.5%	5.6%	4.0%	9.0%	43.8%	8.3%	1.4%	0.0%	3.0%	0.0%	100.0%	
増減数	0	0	0	-9	-3	-9	19	11	-5	-10	-3	0	12	9	14	
増減率	—	0.0%	—	-40.9%	-11.5%	-28.1%	82.6%	21.2%	-2.0%	-20.8%	-37.5%	—	70.6%	13.8%	2.4%	

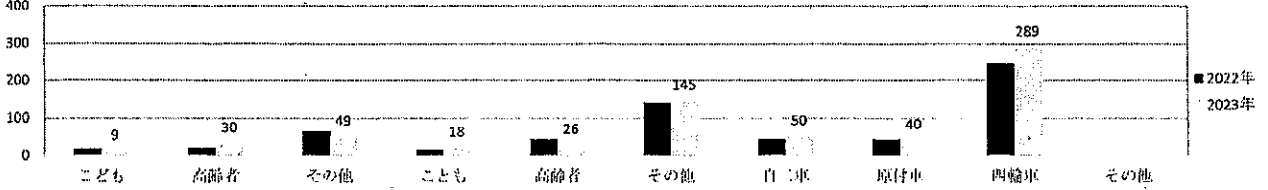
注)第1当事者の法令違反

3 年齢層別・学年別(人数)



	子ども						高校生	左記以外 ～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	高齢者		小計	合計
	幼児	小学生	中学生	小計	65～74歳	75歳以上											
2023年	9	20	11	40	19	5	100	106	142	128	28	43	45	88	656		
構成率	1.4%	3.0%	1.7%	6.1%	2.9%	0.8%	15.2%	16.2%	21.6%	19.5%	4.3%	6.6%	6.8%	13.4%	100.0%		
2022年	8	23	10	41	30	13	86	112	117	109	27	59	40	99	634		
構成率	1.3%	3.6%	1.6%	6.5%	4.7%	2.1%	13.6%	17.7%	18.5%	17.2%	4.3%	9.3%	6.3%	15.8%	100.0%		
増減数	1	-3	1	-1	-11	-8	14	-6	25	19	1	-16	5	-11	22		
増減率	12.5%	-13.0%	10.0%	-2.4%	-36.7%	-61.5%	16.3%	-5.4%	21.4%	17.4%	3.7%	-27.1%	12.5%	-11.1%	3.5%		

4 状態別(人数)



	歩行者				自転車				二輪車		四輪車	その他	合計	
	子ども	高齢者	その他	小計	子ども	高齢者	その他	小計	自二車	原付車				
2023年	9	30	49	88	18	26	145	189	50	40	90	289	0	656
構成率	1.4%	4.6%	7.5%	13.4%	2.7%	4.0%	22.1%	28.8%	7.6%	6.1%	13.7%	44.1%	0.0%	100.0%
2022年	17	20	84	101	16	43	142	201	43	42	85	247	0	634
構成率	2.7%	3.2%	10.1%	15.9%	2.5%	6.8%	22.4%	31.7%	6.8%	6.6%	13.4%	39.0%	0.0%	100.0%
増減数	-8	10	-15	-13	2	-17	3	-12	7	-2	5	42	0	22
増減率	-47.1%	50.0%	-23.4%	-12.9%	12.5%	-39.5%	2.1%	-6.0%	16.3%	-4.8%	5.9%	17.0%	—	3.5%

※ 数値については、概数値の場合がある
 ※ 高速隊扱いの事故は除く

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、**など** その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

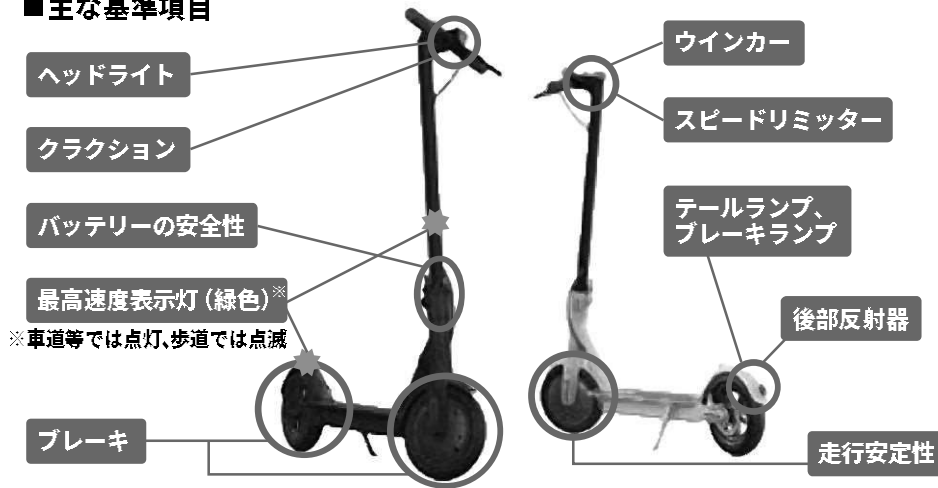
公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。（裏面）

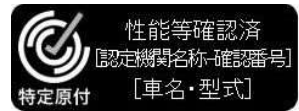
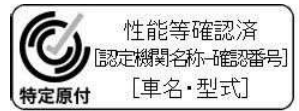
① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険(共済)

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



ルールを守って

電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を！

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

check 1 保安基準に適合していますか？

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目

ヘッドライト

クラクション

バッテリーの安全性

最高速度表示灯(緑色)[※]

[※]車道等では点灯、歩道では点滅

ブレーキ

ウインカー

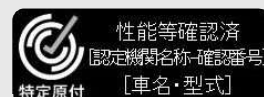
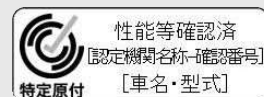
スピードリミッター

テールランプ、
ブレーキランプ

後部反射器

走行安定性

■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等ははこちら】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

check 2 ナンバープレートは取り付けていますか？

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

通常の原付よりも小型化！▶



check 3 自賠償保険(共済)に加入していますか？

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠償保険(共済)の詳細はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠償保険(共済)

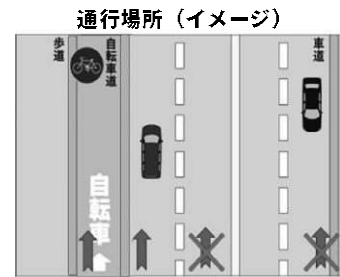
交通ルールを守りましょう！

※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

主な交通ルール

① 車道通行の原則

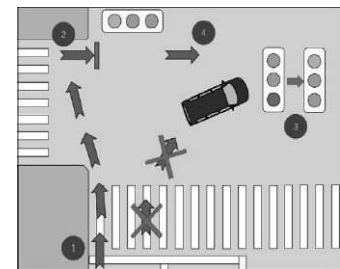
原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません（※自転車道通行可）。また、原則、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。



② 右左折の方法

- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- ・どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

右折の方法（イメージ）



③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

④ 歩行者の優先

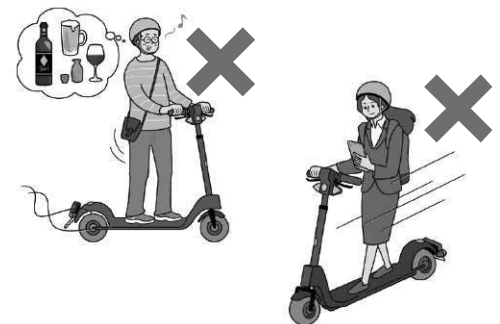
歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

標識（例）



年齢制限・飲酒運転禁止等

- ① 16歳未満の運転は禁止されています。
- ② お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。
- ③ スマートフォン等を通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。



安全利用のために

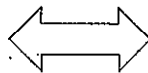
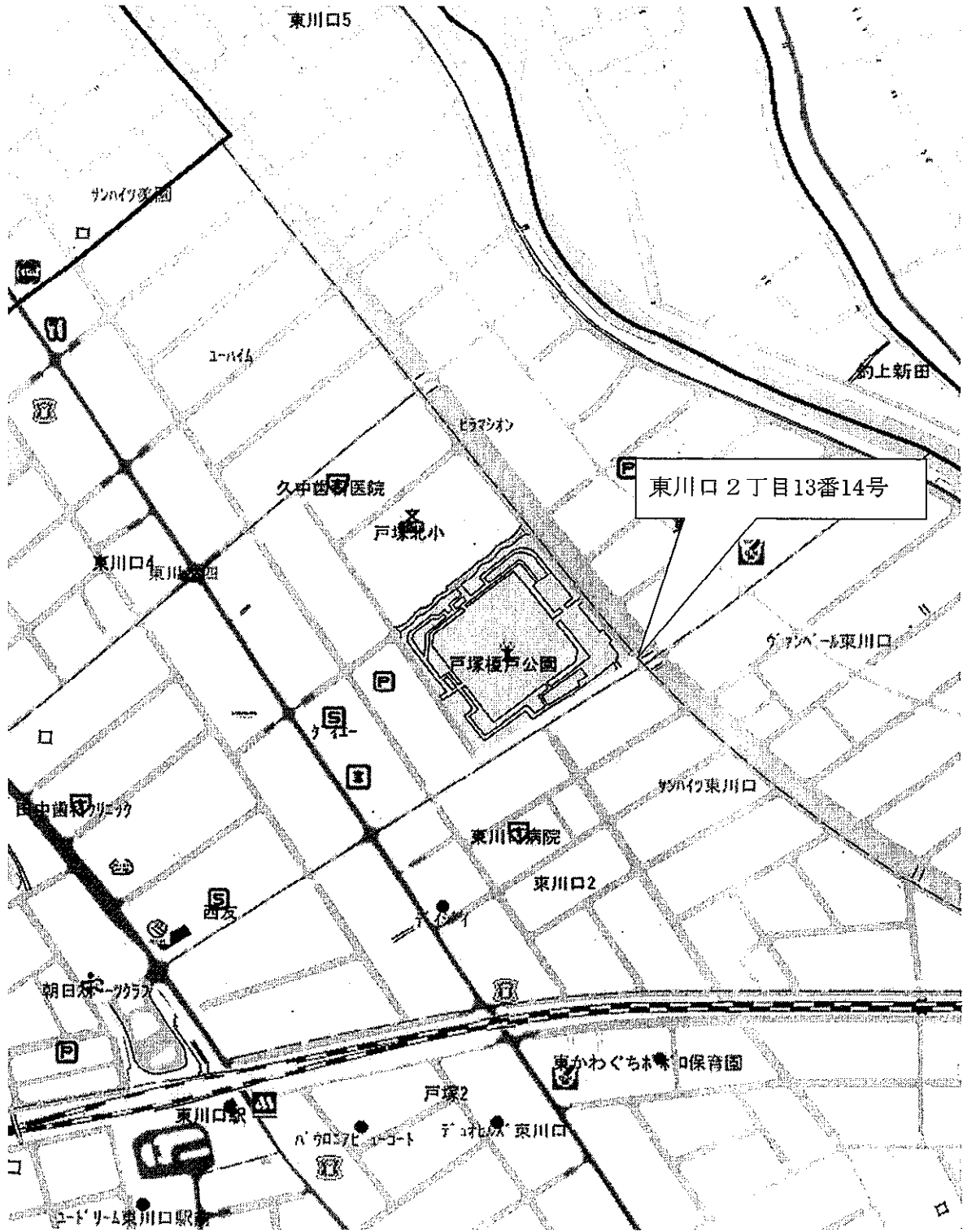
交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



ライトアップ表示板設置場所（武南署管内/R5. 2. 17運用開始）議題 3（1）



ライトアップ表示板は、横断歩道標識の下に設置し、センサーが横断歩行者を検知すると、15秒間表示板が点灯し、車両に対して横断歩行者がいることを注意喚起する。

議題3 交通安全対策の取り組みについて

(2) 高齢者への交通安全教育の令和4年度実施状況について

○川口市

【交通安全教室】

回数 3回（うち2回は警察署と合同）

参加人数 44人

申し込み方法 高齢者施設からの要請

実施内容 講話

【啓発事業】

- ・交通安全かわら版の掲示

年4回、季節ごとの交通安全運動期間に、公民館や高齢者が利用する施設等を含め、市内公共施設112箇所に「交通安全かわら版」を掲示し、交通安全の意識の高揚を図っている。

○川口警察署

【交通安全教室】

回数 38回

参加人数 2,069人

申し込み方法 高齢者施設からの要請及び警察署からの声かけ

実施内容 20分程度の講話

県内の事故状況（高齢者の関係する事故）

事故にあわない対策（反射材の活用等について）

○武南警察署

【交通安全教室】

回数 50回

参加人数 1,982人

申し込み方法 高齢者施設からの要請

実施内容 交通安全講話

高齢者自転車講習

【啓発事業】

- ・高齢者施設訪問 ・高齢者の集い訪問 ・戸別訪問
- ・暁作戦（ラジオ体操をしている公園に訪れ、講話と反射タスキを配付）
- ・川口薬剤師会協力のもと、薬局に訪れた高齢者にチラシ・啓発品を配付

R5夏
 掲示依頼先一覧

掲示先	掲示物及び掲示枚数	
	かわら版	親子だより
本庁舎（掲示板）	1枚	
第2庁舎（掲示板）	1枚	
鳩ヶ谷庁舎（掲示板）	1枚	
教育庁舎（掲示板）	1枚	
支所 （新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷、駅前行政センター）	各1枚（計7枚）	
駅連絡室（西川口、蕨、鳩ヶ谷）	各1枚（計3枚）	
鳩ヶ谷コミュニティセンター	1枚	
ふれあいプラザさくら	1枚	
児童センター（南平、芝、戸塚）		各1枚（計3枚）
鳩ヶ谷こども館		1枚
子育て関連施設		各1枚（計5枚）
戸塚環境センター（厚生会館に掲示）	1枚	
リサイクルプラザ	1枚	
緑化センター	1枚	
シルバー人材センター	1枚	
医療センター	3枚	3枚
地域保健センター（分室、ステーション含む）	各1枚（計9枚）	各1枚（計9枚）
図書館	各1枚（計6枚）	各1枚（計6枚）
科学館	1枚	
アートギャラリー・アトリア	1枚	
文化財センター（郷土資料館含む）	各1枚（計2枚）	
スポーツセンター等（体育施設）	各1枚（計11枚）	
かわぐち市民パートナーステーション	1枚	
市立幼稚園		各1枚（計2枚）
私立幼稚園		各1枚（計40枚）
保育所		各1枚（計127枚）
公民館 ※西川口公民館が工事中のため-1して34枚 （掲示依頼期間が決まっているため別で決裁をあげております。）	各1枚（計34枚）	
交通安全協会	各1枚（計2枚）	
社会福祉協議会（やすらぎ会館）	1枚	
社会福祉事業団 サンテピア、福祉センター（3箇所）、たたら荘（9箇所）、 やすらぎの家（2箇所）、れんげ荘（6箇所）	21枚	
計	112枚	196枚



安全な横断方法で事故を防ぎましょう



○横断歩道を渡りましょう。

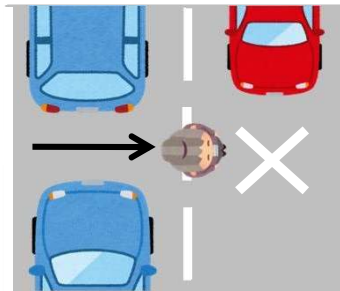
近くに横断歩道がある場所では、道路を渡るときは横断歩道を渡りましょう。

また、斜め横断は、道路上にいる時間が長くなるので危険です。



○車の直前・直後から横断しない。

止まっている車のすぐ前後から横断すると、車が視界を遮り、左右の安全確認ができないだけでなく、車のドライバーからも横断中の歩行者が見えないため、とても危険です。



☆反射材を着用しましょう。

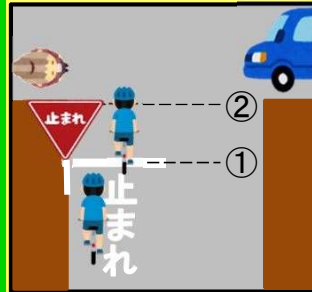
夕暮れ時や夜間になると視界が悪くなり、重大事故が発生しやすくなります。

ドライバーに自分の存在にいち早く気付いてもらうため、反射材を腕や脚、バッグなどに付けましょう。

自分を目立たせることが、命を守ることに繋がります。



事故を防ぐ！自転車・車で安全運転！



○一時停止の交差点では確実に停止し、左右の安全を確認する！

停止線の手前で確実に停止した後、交差点内を確認できる位置まで徐行して、再度停止し、左右の安全確認をします。

交差点付近を通行する他の車両や歩行者への注意喚起にもつながります。

○車で右左折するときは周囲の自転車や歩行者に注意する！

急いで右折しようとする、対向車の速度を見誤ったり、脇を走行するバイク・自転車や、横断歩道上の歩行者等を見落としやすくなります。

特に左折時は、横断歩道上の歩行者や、自転車等を巻き込まないように注意しましょう。



春の全国交通安全運動

実施期間 5月11日(木)～20日(土)

◆発行：川口市交通安全対策課◆ TEL:048-258-1224



事故を防ぐために

右左折してくる車に目配りしましょう

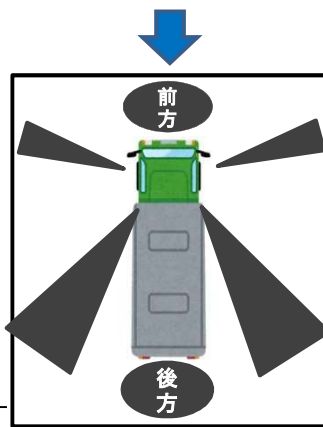
車には「死角」があります。

横断歩道を渡っている歩行者は、右折や左折をする車のドライバーから見落とされやすいです。

交通事故に巻き込まれないために、以下のことに気を付けましょう。

- 車とは安全な距離を保つ。
- 交差点では車が通りすぎるのを待つ。

車の死角

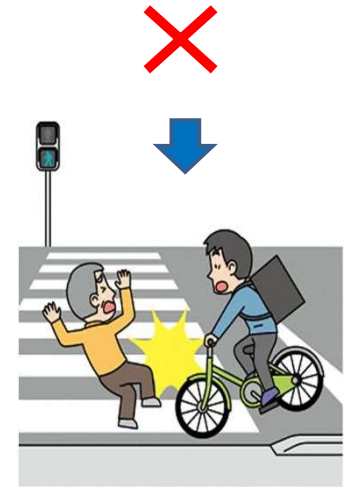


青信号でも要注意

交差点を横断中に車両と衝突する事故が起きています。

青信号でも左右の安全をしっかりと確認し、横断をしましょう。

また、青信号の点滅が始まったときは、無理な横断はしないで、次の青信号まで待ちましょう。



自転車乗車用ヘルメットの着用



万が一の交通事故のときに、致命傷となる頭部への被害を軽減できるのは、自転車乗車用ヘルメットです。必ず着用するようにしましょう！

歩道は、歩行者が優先！

歩道は歩行者が優先です。自転車で歩道を通行する時は、歩行者がいる場合は、徐行や押し歩きをするなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。



夏の交通事故防止運動



実施期間 7月15日(土)～24日(月)

◆発行：川口市交通安全対策課◆ TEL:048-258-1224





川口市マスコット「きゅぼらん」

☆きらめき3H (「早めのライト、反射材着用、歩行者保護」の3つの頭文字) 運動☆



(H) 早めのライト

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生しています。歩行者を視認しやすくするため、日の入りが早まる秋から冬にかけては、早めのライト点灯を心がけ、交通事故を防止しましょう!

9月1日から9月30日にかけて、日の入りは約40分も早くなるきゅぼ。

ハイビームを活用しましょう



道路を横断する歩行者を早期に発見するため、先行車や対向車がないときには、ハイビームを活用しましょう!



(H) 反射材着用

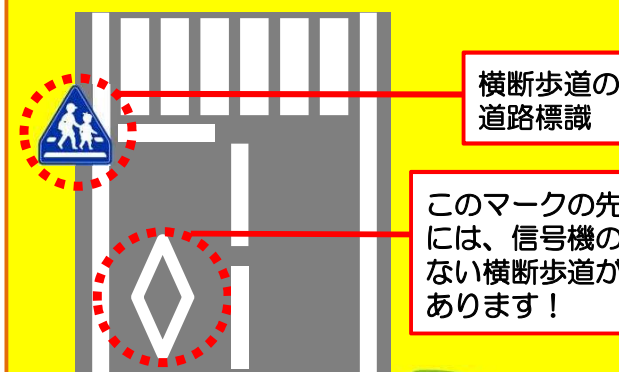
夕暮れ時や夜間は、車のライトが点いていても、運転者から歩行者が見えていないこともあります。運転者に自分の存在を早く気付いてもらうため、反射材を身に着けましょう!着用していない歩行者よりも2倍以上手前で発見できると言われています。また、明るい色(白や黄色)の服を着ることも効果的です。

反射材の例



(H) 歩行者保護

横断歩道・歩道は歩行者が優先です。自動車・自転車は、横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げないように、一時停止をしなければなりません。
自転車で歩道を通行時、歩行者がいる場合には、一時停止や徐行をしましょう。



横断歩道の道路標識

このマークの先には、信号機のない横断歩道があります!



秋の全国交通安全運動

実施期間 9月21日(水)~30日(金)

◆発行:川口市交通安全対策課◆ TEL:048-258-1224

「飲酒運転を絶対にしない！させない！」



○飲酒時には運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。

例・速度超過などの危険運転。

- ・車間距離を誤る。
- ・ブレーキを踏むのが遅くなる。



○夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性がありますので車の運転は控えましょう。

飲酒運転を「絶対にしない・させない」環境づくりが大切きゅぼ！



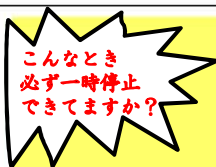
○飲酒運転の死亡事故は、飲酒なしの約9倍！

・自転車は車の仲間（軽車両）です。
お酒を飲んだら運転してはいけません。

死亡事故率比較（令和3年）



引用：警察庁HP みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」



交通事故に遭わないために！



○交差点では必ず一時停止をしましょう！

→歩行者も自転車も、見通しの悪い交差点では、安全確認を徹底しましょう。



○「青信号」で進んでいても必ず周囲を確認しましょう。

→曲がってくる車やバイクに注意し、安全を確認しましょう。



○自転車は車道の左側を通行しましょう。

→自転車は車の仲間（軽車両）なので、車道の左側端に寄って、通行しなければなりません。（※「70歳以上の人」や「車道通行が危険な場合」は、例外として歩道を通行することができます。）



歩道は歩行者が優先です。歩行者がいる場合は、一時停止や徐行をするきゅぼ。

冬の全国交通安全運動 実施期間 12月1日(木)～14日(水)

◆発行：川口市交通安全対策課◆ TEL:048-258-1224